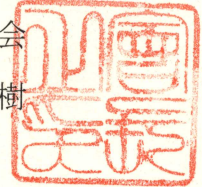


平成29年6月22日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会 長 永 山 茂 樹



綾瀬市保健福祉プラザ防犯カメラの運用事務に係る本人以外からの収集  
及び本人通知の省略について（答申）

平成29年5月19日付けで、諮問のあった綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項  
第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく本人以外からの収集及び本人通知の省  
略について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基  
づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

2 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報を収  
集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。同項第5号にそ  
の例外として本人以外から収集することが認められることを定める規定があり、本  
件について、本人以外から収集が認められるか否かを確認するため、また、同条第  
4項ただし書の規定により、本人以外からの収集を行った際の本人への通知が必要  
か否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略す  
る理由）

綾瀬市保健福祉プラザ（以下「プラザ」という。）利用者の安全確保や閉館後の  
防犯対策のための手段として、犯罪抑止効果が期待できる防犯カメラを設置します。



防犯カメラは、プラザの出入口やプラザ周辺等不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所から撮影するものであり、その性質上、画像情報を本人から収集することは困難であることから、本人以外から個人情報を収集するものであります。また、撮影される者は大量となり、個別に連絡先を把握することは困難であり、かつ、撮影について本人が通知を受けても選択する余地がないことから、類型答申3に該当するため、本人への通知も省略したいと考えます。

#### 4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、犯罪の抑止効果及び事故の未然防止が期待できる正当な目的のためのものであることが認められます。

個人情報は、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項に規定するように、本人から収集すべきものですが、本件における個人情報である画像情報は、実施機関が主張するように、その性質上撮影される者本人から収集することは困難です。また、その取扱いについても、撮影した画像情報は14日以内に上書きされ更新されること、外部への提供を綾瀬市個人情報保護条例で認める場合に限定していること、画像を取り扱うことができる者の数を最小限としていること等の配慮をしており、撮影される者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したので、本件において個人情報を本人以外から収集することを認めます。

また、撮影される者が大量であり、かつ撮影されることについて通知を受けたとしても本人に選択する余地がない状況であるため、本人への通知を省略することも認めます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。